

玉名市まちなか未来プロジェクト賑わいのまちづくり地域交流活性化支援業務委託

仕様書

第1章 総 則

(適用の範囲)

第1条 本仕様書（以下「仕様書」という。）は、玉名市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する「玉名市まちなか未来プロジェクト賑わいのまちづくり地域交流活性化支援業務委託」（以下「本業務」という。）について適用するものとする。

(目的)

第2条 本市では、まちなかの活力と魅力を高め、市民が健康で笑顔あふれる良質な暮らしが実感できる「賑わいのまちづくり」に取り組むため、令和5年度に「玉名市まちなか未来プロジェクト」を立ち上げ、令和6年度にこれからのまちなかのまちづくりの指針となる「～玉名市まちなかグランドデザイン～まちなか未来図」を策定した。

本事業については令和5年度から実施しており、「玉名市まちなか未来プロジェクト」の取組への一翼を担い一定の成果をあげている。

今年度はグランドデザインの実現に向け「賑わいのまちづくり」を持続的に定着させるため、地域を支えるまちづくり団体や人材の育成を行うとともに、官民連携による社会実験等、実際に取組を実行し、その効果を検証して次のステップにつなげていく。また、効果的な情報発信を行い、官民双方の機運の醸成を図り、一般市民へも広げていくことを事業の目的とする。

なお、本業務は熊本県の令和7年度（2025年度）くまもと未来づくりスタートアップ補助金を活用して実施するものである。

(業務の区域)

第3条 玉名市一円

(業務委託期間)

第4条 委託契約締結の日から令和8年2月20日（金）までとする。

(準拠する法令)

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に定める関連法令等に準拠して実施しなければならない。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号、最終改正：令和4年法律第68号）
- (2) 測量法施行令（昭和24年政令第322号、最終改正：令和元年政令第183号）
- (3) 測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号、最終改正：令和5年国土交通省令第71号）
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号、最終改正：令和5年法律第55号）

- (5) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号、最終改正：令和5年政令第304号）
- (6) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号、最終改正：令和6年国土交通省令第6号）
- (7) 玉名市公共工事業務委託契約約款（令和2年4月8日 告示第66号）
- (8) 玉名市財務規則（平成17年10月3日 規則第39号）
- (9) その他関係法令及び諸規則

（提出書類）

第6条 受託者は、本業務の実施に当たり、契約書等に定めるもののほか、下記の書類を速やかに提出し、委託者の承諾を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者等通知書（経歴書・資格証の写し、直接雇用を証明する書類）
- (3) 業務工程表
- (4) 業務計画書
- (5) その他委託者が指示する書類

（配置予定技術者）

第7条 本業務を担当する受託者の選任する配置予定技術者は、本業務の意図や目的を十分に理解した上で、市民参加型のマルシェやワークショップ等の企画運営に必要となる十分な実務経験を有した技術者を配置するものとする。

（業務の遂行）

第8条 受託者は、委託者の意図を十分に理解し、業務工程表に沿って本業務を行い、委託者と打合せを十分行うとともに、綿密な連携を保ち作業を行うものとする。また、本仕様書に記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、委託者と協議し補充するものとする。

（資料貸与）

第9条 本業務実施に当たり、委託者が必要と認める資料等については受託者に貸与し、若しくは閲覧させるものとする。受託者は、貸与資料等の保管管理については、その取扱いに十分注意するものとする。また、亡失、破損等が生じた場合は、受託者の負担において速やかに弁償し、若しくは修復しなければならない。

（打合せ協議）

第10条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。

2 前項の打合せ協議は、オンライン会議も可とする。

（秘密の保持）

第11条 受託者は、本業務遂行中に知り得た各種事項については、これを第三者に漏らしてはならない。

（損害賠償）

第12条 受託者は、本業務遂行中は安全に留意し、交通の妨害又は公衆に迷惑を生じないように配慮するものとする。本業務遂行中に受託者が委託者及び第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害等の状況を委託者に速やかに報告し、受託者の責任において処理解決するものとし、これに係る費用は全て受託者の負担とする。ただし、受託者の瑕疵が認められない場合は、この限りではない。

（成果品の帰属）

第13条 受託者は、本業務における成果品の全てを委託者に帰属するものであり、委託者の承諾を受けずに複製、他に公表、貸与してはならない。

2 前項の成果品のうち、受託者又は第三者に帰属する著作物については、委託者は非独占的使用権を有するものとする。

（検査及び瑕疵）

第14条 本業務委託成果の納品に当たって、受託者は次に定める事項に対応しなければならない。

- （1） 完了検査を受ける際は、事前に関係書類を提出の上、速やかに検査を受けること。
- （2） 前号の検査に合格しない場合には、委託者が指定する期間内に問題箇所の修正を行い、再検査を受けること。

（一括再委託の禁止）

第15条 受託者は、委託の履行に際し本委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託（以下「再委託」という。）をすることはできない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

2 前項ただし書の規定による承諾があった場合は、契約書の各条項又は仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、再委託先がこれを遵守することに関して、受託者は一切の責任を負うものとする。

（情報保護）

第16条 受託者は、本業務を履行する上で、委託者の情報資産を取り扱うことから、情報資産の漏えい対策を行わなければならない。

（その他）

第17条 本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、プロポーザルにおける受託者の企画提案書及び委託者と受託者の協議により決定し実施する。

第2章 業務内容

（業務概要）

第18条 本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 公共空間を利活用する社会実験事業
- (2) アドバイザー講演企画運営
- (3) 人流計測について
- (4) まちなか魅力発信プロモーション

（公共空間等を利活用する社会実験事業）

第19条 公共空間等を利活用する社会実験事業は、以下の事業を行うものとする。

- (1) 「市民参加によるマルシェやD I Yワークショップ等の実施」

ア 内 容 「まちなか未来図」で示した6拠点を含むまちなかエリアにおいて、公共空間等を活用して交流を促進するため、地域住民・学生・商店会等の参加によるマルシェやワークショップ等を企画・運営・開催する。

イ 場 所 JR 玉名駅前広場・市道・公園等

ウ 実施回数 業務委託期間内に3回

エ そ の 他 実施にあたっては、地域住民・学生・商店会等へ働きかけ参加を促すこと。

（アドバイザー講演企画運営）

第20条 一般市民を対象として空き家再生等、本市の地域資源や特性を活かして、賑わいのまちづくりに繋がるアドバイザー講演等の企画運営を次のとおり行うものとする。

- (1) アドバイザー講演等の周知等に関しては、委託者と協力して行うものとする。想定される開催場所及び回数は【別表①：アドバイザー講演概要】のとおりとする。また、場所については、関係機関等との協議により変更となる場合がある。ただし、回数（5回）に変更はない。
- (2) アドバイザー講演費用には、講師の謝金・旅費を含むこととし、旅費には宿泊費は認められるが、飲食に要する経費は認められない。夕食代・朝食代等を抜いた「素泊まり」の費用を計上すること。なお、謝金については全体の事業費に照らし、適正な金額とすること。

【別表①：アドバイザー講演概要】

名称	開催場所	回数・期間
まちづくり講演会	実際に空き家再生された場所 (高瀬等) 他	5回
上記 講師謝金及び旅費 期間8ヶ月(7月～2月)		5回
上記 運営費(ワークショップ分含む)		8か月

(人流計測)

第21条 交通結節点であるJR玉名駅の来訪者が所有するスマートフォン等の通信機が発する情報（パケット）を受信するためのセンサーとしてのWi-Fiルーターを設置し、センサー周辺にあるWi-Fi機能をオンにした通信機の台数や移動、滞留等を計測する。また計測データと人流ビッグデータを組み合わせることで、来訪者の属性（性別、年代、居住地等）を付与した分析データを作成する。

(1) センサーの配置

J R玉名駅前の人流を取得するためにセンサーを最適に配置すること。

(2) 計測期間

令和7年12月5日（金）から令和8年1月9日（金）まで

(3) 計測結果の分析

センサーで計測したデータから、来訪者の日別・時間別の人数、滞在状況、駅前内の回遊状況を分析する。

(4) プライバシーへの配慮

ア 計測期間中は来訪者に対してプライバシーに配慮した対策を講じること。

イ センサーで取得するデータ（通信機のMACアドレス等）はハッシュ化するなど匿名化して分析処理すること。

なお、分析結果をもとに、今後のイベント時への配慮事項を提案するものとする。

(まちなか魅力発信プロモーション)

第22条 本業務のマルシェ・ワークショップやセミナー、その他市民団体が実施する「まちなかのイベント活動」を、写真や動画で記録撮影、分かりやすく編集し、これらをSNS・市ホームページ・デジタルサイネージ等の情報ツールを活用して、市内外に情報を発信するものとする。記録撮影の回数や内容については、関係機関等との協議により変更となる場合があるが、本業務マルシェ・ワークショップ3回、アドバイザー講演5回。市民団体イベント2回、計10回を想定。

(アンケート調査の実施)

第23条 本業務のマルシェ・ワークショップやセミナーの出席者や、その他市民団体が実施する「まちなかのイベント活動」への参加者の満足度等を把握するアンケート調査の調査内容、実施方法や集計方法を提案し、アンケート調査を行うこと。また、アンケート結果を踏まえ官民連携によるまちづくりを円滑に進めるための課題提案をすること。実施回数は本業務マルシェ・ワークショップ3回、アドバイザー講演5回。市民団体イベント2回、計10回を想定。

(広報チラシデザイン製作)

第24条 本業務のマルシェ・ワークショップやセミナー、その他市民団体が実施する「まちなかのイベント活動」開催時のPRチラシの製作を行行情報発信するものとする。委託期間中に行う事業や講演で利用するものについては汎用性の高いものにする。回数や内容については、関係機関等との協議により変更となる場合があるが、本業務マルシェ・ワークショップ3回、アドバイザー講演5回。市民団体イベント2回、計10回を想定。

(業務報告書の作成)

第25条 業務報告書として、各業務の活動実績及び関係資料、写真等を取りまとめて作成し報告すること。

(成果品)

第26条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

【別表②：成果品一覧】

No.	成果品	数量	単位
1	業務報告書	1	式
2	人流データ解析結果	1	式
3	広報チラシデザイン (PDF・JPEG・PPT等汎用性の高い電子データ)	1	式
4	アンケート及び集計結果	1	式
5	打合せ記録簿	1	式
6	その他受託者発注者協議の上必要とする資料	1	式

(納品場所)

第27条 成果品納入場所は、玉名市建設部都市整備課とする。

(その他)

第28条 本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、プロポーザルにおける受託者の企画提案書及び委託者と受託者の協議により決定し実施する。